

# 社会福祉法人調布市社会福祉協議会

## 東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業

### 行動援護従業者養成研修（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。  
社会福祉法人調布市社会福祉協議会  
東京都調布市小島町二丁目47番地1

（事業の目的）

第2条 知的障害及び精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を提供するための人材を計画的に養成する。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。  
東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業  
行動援護従業者養成研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。  
調布市福祉人材育成センター居宅介護従業者基礎研修等事業  
行動援護従業者養成研修課程（通学）

（年間事業計画）

第5条 令和4年度の研修事業は次の計画のとおりとする。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和4年12月8日・9日（前期日程） 令和4年12月16日・17日（後期日程）	24名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

- ① 調布市内に在住、在勤または在学で69歳（令和5年3月末時点）までの者

- ② 調布市内の行動援護事業所や障害福祉サービス事業所で働くことを希望する者、働くことが確定している者、または既に働いている者
- ③ 全日程に参加できる者
- ④ 当該事業の定める学則に同意する者

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

- ① 受講料 3,000 円 (税込、指定日までに銀行振込)。
- ② 研修申込後の受講料の返還は原則として行わない。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

「強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)」

「強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)」

情報提供：東京都

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは「研修カリキュラム表」のとおりとする。

- 2 本研修前期日程内容は、東京都居宅介護従業者基礎研修等事業実施要項に基づくとともに、強度行動障害支援者養成研修基礎研修プログラム作成委員会作成の強度行動障害支援者養成研修基礎研修カリキュラムに基づいて、当協議会が学習効果の高いと考えるカリキュラムに再構成して実施をする。
- 3 本研修後期日程内容は、東京都居宅介護従業者基礎研修等事業実施要項に基づくとともに、強度行動障害支援者養成研修実践研修プログラム作成委員会作成の強度行動障害支援者養成研修実践研修カリキュラムに基づいて、当協議会が学習効果の高いと考えるカリキュラムに再構成して実施をする。

(研修会場)

第10条 本研修を行うために使用する講義および演習会場は、「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 本研修を担当する講師は「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- ① 受講希望者は指定の申込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに提出する
- ② 当協議会は受講者の決定を行い、受講決定通知書をもって受講者宛てに通知する。
- ③ 受講決定通知書を受け取った受講者は研修参加費用を期日までに納入する。
- ④ 当協議会は開講日に教材を配布する。

(科目の免除)

第 13 条 科目の免除は認めない。

(修了の認定)

第 14 条 修了の認定は、第 9 条 1 項に定めるカリキュラムを全て履修し、修了認定会議で修了を認められた者に対して行う。

(研修欠席者の扱い)

第 15 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。  
また、やむを得ず欠席する場合は必ず連絡をすること。

(補講について)

第 16 条 理由の如何にかかわらず、補講は認めない。

(受講の取り消し)

第 17 条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ② 研修の運営や他の受講者に甚だしく迷惑な行為を繰り返した者
- ③ 無断欠席した者
- ④ 東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱 7 に規定する研修の履修期間内に修了しなかった者

(修了証書等の交付)

第 18 条 第 14 条により修了を認定された者は、当協議会において東京都障害者居宅介護従業者養成研修等事業実施要綱 8 に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 19 条 修了者の管理は次のとおりとする。

- ① 修了者は修了台帳に記載し永久保存するとともに、東京都で指定された様式に

基づき知事に報告する。

- ②修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。  
その際の発行手数料は無料とする。ただし、申請から再発行まで期間はおよそ1か月とする。

(研修事業執行担当部署)

第20条 研修事業は調布市社会福祉協議会こころの健康支援課で行う。

(その他留意事項)

第21条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- ① 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日までに運転免許証・健康保険証等の公的証明書の掲示等により本人確認を行う。
- ② 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。  
苦情対応部署： 苦情対応担当 電話 042-452-8180
- ③ 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- ④ 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者に対して必要な措置を講じる。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる事項については、当協議会がこれを定める。

(附則)

この学則は令和4年11月1日から施行する。